資料６

平成２６年８月１８日　定例記者会見資料
所属　生活環境部　環境対策課
電話　0287-62-7141

事業
機械式生ごみ処理機貸出事業

概要：　ごみ減量化対策の一環として、市民へ機械式生ごみ処理機（以下「処理機」という。）を貸出し、実際に使用してその効果を体験することにより、処理機の普及を促進し、生ごみの自家処理の推進及びごみ排出量の削減、ごみ減量意識の高揚を図っていくことを目的とします。

■内容

①貸出処理機（各３台）

メーカー	パナソニック MS-N23	日立 ECO-VS30
機種名	リサイクラー	キッチンマジック
最大処理量	約２kg／回	約３kg／回
消費電力	800W	850W
寸法（幅・奥行・高さ）	268×365×550(mm)	265×448×504(mm)
質量	１２kg	１３kg
処理時間（700ｇ）	２時間１５分	１時間４５分

②事業期間

平成２６年９月１日（月）～平成２７年３月２７日（金）

③貸出期間

同週の月曜日（午前９時～）から金曜日（午後４時３０分まで）までを１回の貸出期間とし、最大５日間とします。

④貸出条件

◆市内に住所を有し、かつ居住しており、機械式生ごみ処理機の適切な設置場所があること。（屋内設置型で、アースの接続が必要）
◆機械式生ごみ処理機を取扱説明書に従って適正に維持管理できる者
◆機械式生ごみ処理機について、使用状況の調査等に協力できる者
◆機械式生ごみ処理機の借受及び返却を自分でできること。
◆貸し出しは原則、１世帯につき１台１回限りとし、無償とする。

⑤申込・貸出方法

事前に電話等で仮予約を受付します。ただし、予約受付は、月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）の勤務時間内（午前８時３０分から午後５時１５分）のみとします。

本人と確認できる身分証明書等（運転免許証、健康保険証、住民基本台帳カード、パスポートなど）を持参してもらいます。「機械式生ごみ処理機貸出申請書」を提出してもらい、その日（午前９時から午後４時３０分）のうちに貸出しをします。なお、予約を受付けていても、故障等の理由により貸出しをお断りする場合があります。

⑥貸出場所（窓口）

本庁環境対策課、西那須野支所民福祉課、塩原支所総務福祉課、箒根出張所

⑦その他

◆生ごみ処理機の電気代及び設置に関する費用（アース取り付け等）は自己負担となります。

◆生ごみ処理機の返却は、必ず借り受けた時と同じ窓口へ返却してください。また、次の使用者の支障にならないよう、借受時と同じ状態で返却してもらいます。

◆生ごみ処理機の使用について、アンケートのご協力をお願いします。

■スケジュール

事業期間は、平成２６年９月１日（月）～平成２７年３月２７日（金）

平成２６年８月２０日（水）　「広報なすしおばら」に掲載

平成２６年９月１日（月）から、貸出予約の受付開始

平成２６年９月８日（月）から、貸出開始